

入所系
各事業所・施設等代表者 様
(松江市を含む)

島根県健康福祉部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後の
施設内療養の体制に係る調査について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から5類感染症に位置づけることとされていますが、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において示されているとおり、高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制（感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保）について当面継続することとされました。

併せて、必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助について、下記1の要件を満たす場合に限り補助することとされたところです。

については、要件に関する調査を下記のとおり実施しますので、令和5年4月30日までにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、施設内療養の補助については、国において5類移行後の状況を踏まえて見直しが行われる予定であることを申し添えます。

記

1 補助要件

(1) 医療機関の確保

- 入所者に新型コロナの感染者が発生した場合に対応できる医療機関を確保していること（回答時点で確保済みであること）
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療含む）
 - ・入所の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

※上記3項目全て必須

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

- 全職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施済みであること（令和5年5月7日までに実施予定の場合も含む）
- 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施済みであること（令和5年5月7日までに実施予定の場合も含む）

※令和5年4月10日付け高第39号島根県健康福祉部長通知により案内している研修を受講し、当該研修を踏まえた施設内での研修・訓練を実施することで本要件を満たすこととなるものと考えています。

(3) オミクロン株ワクチンの接種

- 希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチン(1回目)の施設単位での接種が実施済みであること
- 希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチン(2回目)の施設単位での接種を実施する予定があること

※住民接種により対応した(する)場合においては、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っている場合に限り、本要件を満たすこととなります。

2 要件に関する調査

以下のいずれかの方法により、しまね電子申請サービスの回答フォームにアクセスのうえ回答してください(回答期限4月30日)。

(1) 島根県高齢者福祉課のホームページからアクセスする

新型コロナウイルス感染症に関する情報(介護保険事業者向け)

>法令・制度

>新型コロナウイルス感染症に関する県からのお知らせ

>感染症法上の位置付け変更について

>施設内療養の体制に係る調査

(2) 次のURL又はQRコードからアクセスする

【URL】

https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14369

【QRコード】



【お問い合わせ】

島根県健康福祉部高齢者福祉課
小松原

TEL:0852-22-6695 FAX:0852-22-5238

komatsubara-shigeo@pref.shimane.lg.jp